

女性相談所の支援（保護命令申立に関して）

平成 29 年 3 月 10 日
岡山県女性相談所
女性相談員

1 はじめに

- 岡山県女性相談所について
 - 別添リーフレットをご覧ください。
- DV防止法（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律）の概要は、別添冊子 P10をご覧ください。

2 相談について

相談件数の推移

（うちDV相談）件

区分	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度
面接相談	1, 145 (398)	1, 169 (422)	1, 347 (488)	961 (344)	1, 043 (336)	964 (408)
電話相談	2, 133 (343)	2, 298 (313)	2, 346 (371)	2, 181 (353)	2, 046 (338)	2, 447 (426)
DV夜間 電話相談	—	—	—	—	—	164 (31)
出張相談	5 (9)		8 (3)	3 (1)	2 (1)	3 (—)
その他	48 (9)	79 (33)	42 (18)	21 (5)	19 (2)	9 (6)
計	3, 381 (755)	3, 546 (768)	3, 743 (880)	3, 166 (793)	3, 110 (677)	3, 587 (871)

主訴別相談件数

件

区分	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度
夫等の暴力	755	768	880	703	677	871
離婚問題	222	199	192	205	169	143
精神的暴力	653	917	917	797	754	865
生活困窮	248	179	325	227	290	260
子供の問題	201	193	234	179	184	215

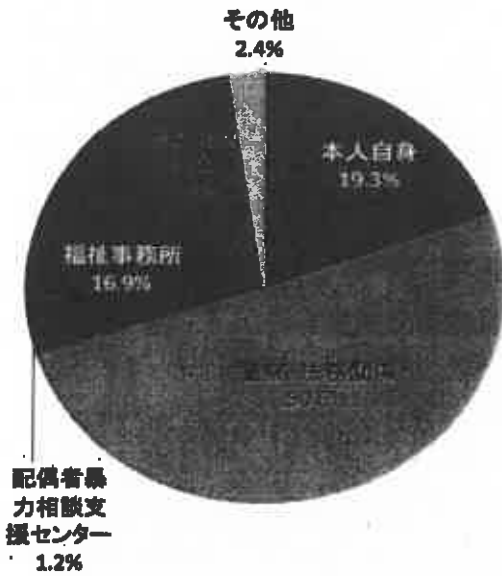
一時保護件数の推移

件

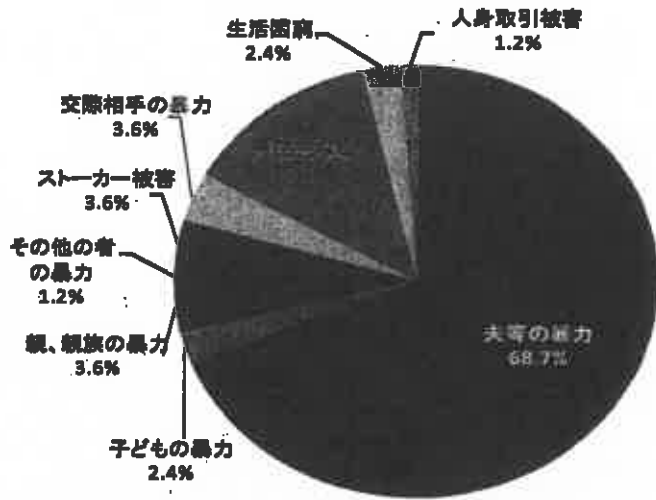
区 分	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
要保護女性	89	95	108	80	87	83
（DV被害者）	(63)	(61)	(74)	(60)	(57)	(57)
同伴児童	78	59	85	77	65	69
（DV被害者同伴児）	(73)	(56)	(75)	(65)	(59)	(68)
入所者数	167	154	193	157	152	152
（DVによる入所者）	(136)	(117)	(149)	(125)	(116)	(125)

平成27年度

＜一時保護受理経路割合＞



＜一時保護主訴別割合＞



3 女性相談所が関わった保護命令申立件数について

○平成27年度

申立件数 32件

発令 → 24件 取下 → 4件 不明 → 4件

申立のうち 一時保護中 17件
来所 15件 (書面提出 5件)

4 配偶者からの暴力(DV)とは

加害者が持っている力を繰り返し使って相手を自分の思い通りに支配する行為

①配偶者からの暴力…内縁関係、生活の本拠をともにする交際相手、事実婚や離婚後の元配偶者、元交際相手も含む。

②暴力の形態…身体的、精神的、経済的、性的、社会的 ⇒冊子P2

③DVの行動サイクル…繰り返される行動<安定期→緊張期→爆発期> ⇒冊子P4

④社会的な構造が暴力を容認する…性別役割分業意識、強姦神話

⑤夫婦げんか≠DV

5 DV被害者の相談・支援

○相談を受けるとき

①安全確保は最優先

「今、安全か」「今、話しても大丈夫か」

緊急の場合は警察と連携

②DVを社会構造的な問題として把握し、二次被害に注意 (否定、断定をしない)

「あなたにも悪い所があるんじゃないの?」「それくらいのこと」「我慢すべき」

「どうして、そんな男を選んだの?」「今すぐ、別れるべき」

③相談者の気持や意思を尊重

話をよく聞き、今、どんな支援が必要か、相談者と一緒に考える。決めるのは当事者

④相談者のプライバシーを保護

⑤相談者の生活状況を見る

生活の様子、健康状態、家族関係、社会とのつながり、子どもの問題

⑥支援の方法や社会資源の情報を伝える

⑦保護命令制度と申立について説明をする

⑧家を出たい希望があれば、安全に避難する方法を助言し支援する

○DV被害者の自立支援

・相談者自身が人生の選択を肯定的にとらえられるよう支援する。

○人としての尊厳を取り戻すために ⇒ 関係機関との連携が重要

- ・安全の確保
- ・子どもの教育
- ・今後の安全策
- ・住宅確保
- ・経済支援
- ・就労支援
- ・法律相談
- ・民間支援団体の情報

6 保護命令申立における女性相談所の支援

○保護命令申立にあたって

・暴力について聞く。(冊子やシートを使って、記入してもらう)

外傷があれば写真をとる。

病院受診歴を聞く。

警察への相談について、確認する。

・保護命令について説明する。

「配偶者暴力等の関する保護命令の申し立てについて」

→保護命令の申し立てを希望される方へ (岡山地裁作成)

本人と一緒に読みながら、申立の要件等を確認する。

→保護命令の相手方の説明

配偶者、事実婚、生活の本拠を共にする交際相手

あるいは以前上記の関係にあった時に暴力を行っていた人

→どのような時に申立ができるかの説明

夫婦関係、事実婚、生活の本拠を共にする交際関係の継続中に、身体に対する暴力を受けた者。又は、生命又は身体に対し害を加える旨の脅迫を受けた者が、今後もさらに暴力を受け、大きなけがをすることが高いときに申立ができます。暴力・脅迫を受けた後に相手方との関係を解消した場合は、以前に受けた暴力・脅迫を理由として申立てることができますが、関係を解消した後に初めて暴力・脅迫を受けた場合には、その暴力・脅迫を理由として申立てることはできません。

・本人の申立の意志を確認する。(相手方が高齢で行動や理解力が低下している場合は申立をしないこともある)

・申立書の書き方や、必要書類の説明をする。

・申立費用がないDV被害者には、費用を支援する。(一時保護者に限り、県費で支援)

・一時保護中の申立の場合は、安全に配慮し、裁判所へ同行する。

・来所相談で申立をする場合も、必要に応じて裁判所へ同行する。

・保護命令が発令されたら、警察の安全指導があることを伝える。

・保護命令が発令されたときの、支援について説明する。(確定証明書であれば児扶手受給、保護命令謄本はDV証明として様々な被害者支援を受けられる。)